普通預金規定

１．（取扱店の範囲）

普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

２．（証券類の受入れ）

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

３．（振込金の受入れ）

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（受入証券類の決済、不渡り）

(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

５．（預金の払戻し）

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

６．（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を１００円として、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

無利息型普通預金には利息をつけません。

７．（未利用口座管理手数料）

(1) 当金庫が定める一定の期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し（未利用口座管理手数料の引落しを除く）がない場合は、未利用口座となります。

(2) 未利用口座となった場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。ただし、次の各号に該当する場合は除きます。

① 該当口座の残高が 10,000 円以上ある場合
② 後見支援預金口座、教育資金贈与預金口座
③ 同一店舗内で他の金融資産がある場合（定期性預金、投資信託、保険、国債等）
④ 融資取引がある場合（カードローン契約を含む）
⑤ 当金庫の会員である場合
⑥ 未成年（18 歳未満）である場合

(3) この預金口座が未利用口座となった場合、お届けのご住所宛に手数料徴求を予告する書面を郵送いたします。発送後、3 ヵ月間ご利用がない場合、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落しできるものとします。

(4) 前項で引落した未利用口座管理手数料は、返却しません。

(5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。

(6) 前項によって解約された口座の再利用はできません。

以　上

(2023.04.01)

この他、「普通預金、納税準備預金共通規定」をご参照下さい。